

2026 年 9 月

お客さま 各位

岡崎信用金庫

貸金庫規定の改定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
当金庫は、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。
本規定は現在、貸金庫をご利用いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定日

2027 年 1 月 1 日（金）

2. 改定する規定

- ・貸金庫規定
- ・貸金庫規定（カード式）

3. 主な改定内容

- ・貸金庫に格納することができないものの明示
- ・貸金庫の利用目的を確認させていただくこと等

4. 新旧対照表

- ・改定後の「貸金庫規定」「貸金庫規定（カード式）」は、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以 上

新 旧 対 照 表

➤ 赤字部分が変更箇所（※句読点の追加・抹消や、助詞等の変更・抹消にも変更表示）

変更後	変更前
【貸金庫規定】 1.（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次~~に~~掲げるものを格納する~~こ~~とができます。 ①～④（略） （2）（略） ~~（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。~~ ~~① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの~~ ~~② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの~~ 2.（利用目的の確認） ~~（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。~~ ~~（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。~~ 3.（契約期間等） （略） 4.（使用料） （1）貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率より1年分を前払いするものとし、毎年10月~~の第1営業日~~に借主が指定した預金口座から通帳、同払戻請求書によらず払戻し~~のう~~え使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から最初に到来する9月末までの月割計算によりお支払いください。 （2）～（3）（略） 5.（鍵の保管） 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのう<del>え</del>~~借主が届出の印章により~~封印し、当金庫が保管します。 6.（貸金庫の開閉等） （略） 7.（届出事項の変更等） （略） 8.（印章、鍵の喪失時等の取扱い） （略） 9.（印鑑照合等） （略） 10.（損害の負担等） （1）～（3）（略） 11.（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第~~12~~条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第~~12~~条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 12.（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたう~~え~~貸金庫を直ちに明~~け~~渡してください。 なお、正鍵、または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第~~8~~条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたう~~え~~貸金庫を明~~け~~渡してください。第~~3~~条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が~~使~~用料を支払わないとき ②～⑤（略） ~~⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき~~ ~~⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき~~ ~~⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項、第2条に定める利用目的の申出内容、または第14条第1項に定める借主または代理人の情報等の各種確認や提出された資料のいずれかに偽りがあるとき~~ ~~⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき~~	【貸金庫規定】 1.（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次~~の~~掲げるものを格納する~~事~~ができます。 ①～④（略） （2）（略） ~~（新設）~~ ~~（新設）~~ 2.（契約期間等） （略） 3.（使用料） （1）貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率より1年分を前払いするものとし、毎年10月1日~~（追加）~~に借主が指定した預金口座から通帳、同払戻請求書~~または小切手~~によらず払戻~~のう~~え使用料に充当します。 なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から最初に到来する9月末までの月割計算によりお支払いください。 （2）～（3）（略） 4.（鍵の保管） 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのう<del>え</del>~~（追加）~~封印し、当金庫が保管します。 5.（貸金庫の開閉等） （略） 6.（届出事項の変更等） （略） 7.（印章、鍵の喪失時等の取扱い） （略） 8.（印鑑照合等） （略） 9.（損害の負担等） （1）～（3）（略） 10.（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第~~11~~条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第~~11~~条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 11.（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたう~~え~~貸金庫を直ちに明渡してください。 なお、正鍵、または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第~~7~~条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたう~~え~~貸金庫を明~~け~~渡してください。第~~2~~条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が~~利~~用料を支払わないとき ②～⑤（略） ~~（追加）~~

変更後	変更前
(3) (略) ①～③ (略) (4) <u>前2項または</u>前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明<u>け</u>渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。 この場合、第<u>4</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当するとともに、不足額が生じたときは直ちにお支払いください。 なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略) (6) (略) <u>1 3.</u> (貸金庫の修繕、移転等) (略) <u>1 4.</u> (緊急措置) (略) <u>1 5.</u> (譲渡、転貸等の禁止) (略) <u>1 6.</u> (規定の変更) (略)	(3) (略) ①～③ (略) (4) (<u>追加</u>) 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。 この場合、第<u>3</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当するとともに、不足額が生じたときは直ちにお支払いください。 なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第<u>3</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略) (6) (略) <u>1 2.</u> (貸金庫の修繕、移転等) (略) <u>1 3.</u> (緊急措置) (略) <u>1 4.</u> (譲渡、転貸等の禁止) (略) <u>1 5.</u> (規定の変更) (略)
【貸金庫規定（カード式）】 1. (格納品の範囲) (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納する<u>こと</u>ができます。 ①～④ (略) (2) (略) (3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>2. (利用目的の確認)</u> (1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> (2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> <u>3. (契約期間等)</u> (略) <u>4. (使用料)</u> (1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率より1年分を前払いするものとし、毎年10月<u>の第1営業日</u>に借主が指定した預金口座から通帳、同払戻請求書によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から最初に到来する9月末までの月割計算によりお支払いください。 (2) ～ (3) (略) <u>5. (鍵の保管、暗証番号、印鑑照合等)</u> (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ封印し、当金庫が保管します。 (2) 当金庫の操作機によりカードを確認し、開庫の為の操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があってもその為に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 なお、操作機の故障等の場合に、当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉依頼書、諸届その他貸金庫取引に関する書類に使用された<u>印影を</u>届出の印鑑との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。 (3) (略) (4) (略) <u>6. (貸金庫の開閉等)</u> (略) <u>6. (届出事項の変更等)</u> (1) カードまたは印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	【貸金庫規定（カード式）】 1. (格納品の範囲) (1) 貸金庫には、次の掲げるものを格納する<u>事</u>ができます。 ①～④ (略) (2) (略) (<u>追加</u>) (新設) <u>2. (契約期間等)</u> (略) <u>3. (使用料)</u> (1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率より1年分を前払いするものとし、毎年10月1日 (<u>追加</u>) に借主が指定した預金口座から通帳、同払戻請求書<u>または小切手</u>によらず払戻のうえ使用料に充当します。 なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から最初に到来する9月末までの月割計算によりお支払いください。 (2) ～ (3) (略) <u>4. (鍵の保管、暗証番号、印鑑照合等)</u> (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ封印し、当金庫が保管します。 (2) 当金庫の操作機によりカードを確認し、開庫の為の操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があってもその為に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 なお、操作機の故障等の場合に、当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉依頼書、諸届その他貸金庫取引に関する書類に使用された<u>暗証番号または印鑑と</u>届出の<u>暗証番号または</u>印鑑との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。 (3) (略) (4) (略) <u>5. (貸金庫の開閉等)</u> (略) <u>6. (届出事項の変更等)</u> (1) カードまたは印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

変更後	変更前
<u>また</u>、正鍵を喪失したときもしくは毀損したときも同様とします。 （２）（略） <u>8.</u> （印章、鍵の喪失時等の取扱い） （略） <u>9.</u> （貸金庫故障時の取扱い） 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、貸金庫開閉依頼書に<u>届出の印章により記名押印</u>のうえ、カードとともに当金庫の窓口へ提出してください。 <u>1 0.</u> （損害の負担等） （１）～（３）（略） <u>1 1.</u> （反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第<u>1 2</u>条第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第<u>1 2</u>条第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 <u>1 2.</u> （解約等） （１）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明<u>け</u>渡してください。 なお、正鍵、または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第<u>8</u>条に準じて取扱います。 （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が<u>使</u>用料を支払わないとき ②～⑥（略） ⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき （３）（略） ①～③（略） （４）<u>前 2 項または</u>前３項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。 この場合、第<u>4</u>条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当するとともに、不足額が生じたときは直ちにお支払いください。 なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第<u>4</u>条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 （５）（略） （６）<u>使</u>用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。 この場合、不足額が生じたときは当金庫からの請求がありしだいお支払い願います。 <u>1 3.</u> （貸金庫の修繕、移転等） （略） <u>1 4.</u> （緊急措置） （略） <u>1 5.</u> （譲渡、転貸等の禁止） （略） <u>1 6.</u> （規定の変更） （略）	この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u>（追加）</u> 正鍵を喪失したときもしくは毀損したときも同様とします。 （２）（略） <u>7.</u> （印章、鍵の喪失時等の取扱い） （略） <u>8.</u> （貸金庫故障時の取扱い） 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、貸金庫開閉依頼書に<u>氏名、届出の暗証番号を記入</u>のうえ、カードとともに当金庫の窓口へ提出してください。 <u>9.</u> （損害の負担等） （１）～（３）（略） <u>1 0.</u> （反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第<u>1 1</u>条第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第<u>1 1</u>条第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 <u>1 1.</u> （解約等） （１）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。 なお、正鍵、または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第<u>7</u>条に準じて取扱います。 （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が<u>利</u>用料を支払わないとき ②～⑥（略） <u>（追加）</u> （３）（略） ①～③（略） （４）<u>（追加）</u> 前３項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。 この場合、第<u>3</u>条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当するとともに、不足額が生じたときは直ちにお支払いください。 なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第<u>3</u>条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 （５）（略） （６）<u>利</u>用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。 この場合、不足額が生じたときは当金庫からの請求がありしだいお支払い願います。 <u>1 2.</u> （貸金庫の修繕、移転等） （略） <u>1 3.</u> （緊急措置） （略） <u>1 4.</u> （譲渡、転貸等の禁止） （略） <u>1 5.</u> （規定の変更） （略）